

「地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書」の発行について

「地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書」とは、固定資産税の特別控除のための耐震改修の証明書です。

対象要件

- ・ 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
- ・ 工事費が30万円以上であること
- ・ 耐震改修工事完了日後3ヶ月以内に申請すること
- ・ 耐震改修工事が現行の耐震基準に適合させる工事であること

耐震基準に適合する例（又は）

（財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること

（財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること

減額内容

（1）減額する額

延べ面積120㎡以下の住宅については固定資産税額の1/2

延べ面積120㎡を超える住宅については120㎡分の固定資産税額の1/2

（2）減額する期間

平成18年1月1日以降平成21年12月31日までに申請された家屋については、翌年度から3年度分

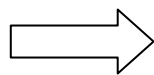
平成22年1月1日以降平成24年12月31日までに申請された家屋については、翌年度から2年度分

平成25年1月1日以降平成27年12月31日までに申請された家屋については、翌年度から1年度分

証明書の発行

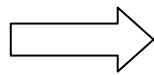
証明書は国で定められた様式を使用します。原則として、川崎市長は川崎市木造住宅耐震改修工事助成制度を活用した家屋について証明書を発行し、その他の民間企業による耐震改修工事をした家屋については建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関で発行することになります。

川崎市木造住宅耐震改修工事
助成制度を活用した家屋



川崎市長が証明書を発行
* 建築監察課建築防災担当にお問合せ
ください。TEL044 - 200-3017

民間企業による耐震改修工事
をした家屋



建築士・指定確認検査機関・登録住宅
性能評価機関が証明書を発行
* 耐震改修をおこなった建築士等に
お問合せください。